



Q&A

よくある質問

特集

小学校入学前の子を育てる社員を支援
「両立支援等助成金」
(柔軟な働き方選択制度支援コース)

マイナンバーカード(マイナ保険証)がなくても、医療機関を受診できる？

マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

あつという間に一月も終わり、春が待ち遠しい時期になりました。インフルエンザもまだ流行っています、感染しないようにみなさまご自愛ください。

さて、報道でもご承知のとおり、昨年12月から従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用する(マイナ保険証)仕組みに移行されました。これまで使っていた従来の保険証も、暫定的に今年の12月1日までは使用できますが、今後は原則としてマイナ保険証に切り替えていくこととなります。

まだマイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証登録が済んでいない方は、マイナ保険証を使うことができませんので、マイナ保険証が使用できるまでの暫定措置として「資格確認証」が交付され、旧保険証と同様に医療機関で診療を受けることができます。

新たに社会保険の資格取得者(被扶養者を含む)が発生した場合は、マイナ保険証が使えるかどうかをご確認ください。もし使えない場合は、手続き依頼時に「資格確認証」希望の旨を添えていただくよう、どうぞよろしくお願い致します。

代表
西野 史朗

